

京都市告示第663号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成29年3月29日

京都市長 門川 大作

目次中「第28条」を「第29条」に改める。

第1条第1項を次のように改める。

第1条 地上物件の占用の場所については、第2章その他別に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 占用物件の地面に接する部分の位置は、のり面若しくは路端寄り又は歩道(自転車歩行者道を含む。以下同じ。)の車道(自転車道を含む。以下同じ。)寄りとすること。ただし、占用物件の種類又は道路の構造からみて、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分又は側溝上とすることができる。

(2) 歩道の車道寄りの路面に接して占用物件を設ける場合は、当該物件の路面からの高さ(以下本号において「物件高さ」という。)に応じて、次に掲げる余地を歩道部分に確保すること。ただし、占用物件の種類又は道路の構造等により、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

ア 物件高さが2.5メートル未満の部分については、路端から1.5メートル以上

イ 物件高さが4.5メートル未満の部分については、車道から0.25メートル

(3) 地面(のり敷、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下本号において同じ。)に接しないで設けられる占用物件の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分の最下部と路面との距離は、車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上とすること。ただし、路端に近接して存する既設物への添加により設置する場合にあつては、当該既設物の道路中央側の先端を超えない範囲内に限り、2.5メートル以上で通行上支障のない高さとするることができる。

第3条第4号中「第3条第4号ただし書」を「次条」に改める。

第3条の2各号列記以外の部分中「広告物(」の右に「第7条の2,」を加え、同条第3号中「維持管理費に充当し」を「維持管理費への充当を目的とする等」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(電飾照明具)

第5条の2 電飾照明具による占用については、第3条第1号の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、商店街又は本市が協賛若しくは後援するイベントの実施団体において設けるものであること。
- (2) 地域の活性化又は商業振興を目的としたものであること。
- (3) 設置方法は、電飾照明具を直接設置する方法又は専用メッセンジャーワイヤーに電飾照明具を添加する方法のいずれかとする。
- (4) 設置期間は、電飾照明具の設置、撤去に要する期間を除き、1年を通じて1箇月以内とする。ただし、地域の活性化に資するものと認められるものについては、この限りでない。
- (5) 電飾照明具の設置対象施設は、街路樹とする。ただし、設置方法により、やむを得ない場合には、その一部を街灯(占用物件であるものに限る。)へ添加することができる。
- (6) 光源は、白熱灯(2ワット以下)、光ファイバー又は発光ダイオード(いずれも点光源に限る。)とし、点滅しないものであること。ただし、交通に支障を及ぼさない場合は、この限りでない。
- (7) 取付けは、街路樹にできるだけ負荷のかからない方法で確実にを行い、器具の色、設置方法については、昼間の景観も考慮したものとすること。
- (8) 地上に電線を設ける場合は、車道を横断しないこと。
- (9) 広告的な表示又は効果を有するものでないこと。

第7条第1号中「又は防犯」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(ぼんぼり)

第7条の2 ぼんぼりによる占用については、第1条、第3条並びに前条第1号、第5号、第7号及び第9号の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占用者名の表示は、灯柱に行うこと。
- (2) 灯具に文字の表示及び広告の添加はしないこと。ただし、伝統的な行事又は地域振興、まちづくりに資する催事、その他慣例的に行われている行事(次号において「行事等」という。)については、この限りでない。

(3) 前号による文字の表示及び広告の添加は、行事等に必要な期間に限ること。

第8条各号列記以外の部分中「バス停留所の標識に添加するものを除く。」を削る。

第9条第1号中「(以下「タクシー事業者団体」という。)」の右に「その他これらに準ずる団体」を加え、同条第2号中「車道寄り」の右に「若しくは道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所」を加える。

第9条第3号に次のただし書を加える。

ただし、道路管理上支障がない場合は、この限りでない。

第9条第4号に次のただし書を加える。

ただし、容易に移動することができないもの場合は、この限りでない。

第10条第4号ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難いと認められるときは、次の位置に設けることができる。

ア 歩道幅員が部分的に路端側へ拡張した道路形状であるときは、当該拡張した路端寄りの部分

イ 構造上やむを得ないと認められるときは、歩道の有効幅員を3.5メートル以上(自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては4メートル以上)確保できる位置

第11条第1号中「又は町内会」の右に「その他これらに準ずる団体」を加え、「広報」の右に「案内」を加え、同条第2号中「歩道の」を削り、「道路」の右に「の方向」を加え、次のただし書を加える。

ただし、観光案内を目的とする場合は、この限りでない。

第11条の次に次の1条を加える。

(防犯カメラ)

第11条の2 防犯カメラ(監視カメラを含む。)による占用については、第1条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 地方公共団体、商店会、町内会、自治会その他これらに準ずる団体が、地域における路上での犯罪防止及び抑止等公共目的のために設けるものであること。

(2) 既設の街路灯、アーケードその他これらに準ずる占用物件に添加するものであること。この場合において、防犯カメラと添加元となる占用物件の設置管理者は、同一であること。ただし、添加元となる占用物件が存しない場合等で公益上これにより難しい場合は、この限りでない。

- (3) 防犯カメラを設置していることを明示すること。
- (4) 防犯カメラに設置管理者の名称を表示すること。
- (5) 電線類地中化区間においては架空線を設けないこと。
- (6) 申請には設置に関する住民合意を示す書類及び管理運用規程を添付すること。

第13条第1項第2号中「路面」を「道路の区域」に改め、ただし書を削り、同項第3号ただし書を削る。

第15条に次の1項を加える。

- 2 道路の路面下に設けられる通路で、その平面線形が道路の平面線形と概ね一致するもの（公共地下歩道）及び公共地下歩道に付随して設けられる広場における道路占用許可基準は、別に定める。

第16条第3号を次のように改める。

- (3) 水槽の外寸は、長辺が8.5メートル以下、短辺が3メートル以下とすること。

第17条の見出しを「(地下通路(横断型))」に改める。

第20条第2号中「路面」を「道路の区域」に改め、ただし書を削り、同条第3号ただし書を削る。

第21条第2項第2号中「公益上これにより難しい」を「やむを得ない」に改める。

第23条第1項第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「設ける場合」の右に「又は第1号ウに該当する場合」を加える。

第24条各号列記以外の部分中「(連旗等を含む。)」を「(連旗、バナーフラッグ等を含む。次条において同じ。)」に改め、同条第5号中「架設元に巻き付けて」を「全体を架設元に密着させて」に改める。

第24条の2第1号に次のただし書を加える。

ただし、商店街名、通り名等のみを表示し、行事や売出しとは直接関係がないものは、常設することができる。

第24条の2第2号中「前条第3号(ただし書を除く。)のほか、」を削り、同条第3号中「道路と平行に」を「バナーフラッグを除き、道路の方向と平行に」に改める。

第26条第1号本文に次のただし書を加える。

ただし、道路又は建築物の状況等により、これにより難しいと認められるときは、この限りでない。

第26条第1号ア中「0.9メートル」を「1メートル」に改め、同号イ中「及び」を

「又は」に改め、ただし書を削る。

第28条の次に次の1条を加える。

(自転車等駐車器具)

第29条 自転車等駐車器具による占用については、「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日付け国道利第32号)によらなければならない。ただし、自転車等駐車器具を設置しようとする箇所の違法駐車状況、道路構造、交通の状況等により、やむを得ないと認められる場合には、公安委員会の同意を得ることを条件に、同通達別紙により示された「自転車、原動機付き自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」を弾力的に運用できるものとする。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)